

4. 規程の変更に関する事項

(1) 事業組織運営規程の一部変更

平成25年度事業計画の決定を受けて事業組織の追加・廃止及び事業組織の任務等を整序するため、以下の通り平成25年4月27日の第18回理事会において修正変更した。

【事業組織の追加】

第4条第2項(2)に「情報教育高大接続分科会」を追加した。

【事業組織の廃止】

第5条(15)「教育研究用電子情報整備支援機構」の規定を削除した。

【事業組織の任務内容等の変更】

第5条(6)の「知の探求サイバー協同学習支援委員会」、(11)の「FD情報技術講習会運営委員会」、(13)の「情報セキュリティ研究講習会運営委員会」について任務内容を修正変更した。

以上の変更に加えて、第10条の「業務を執行する理事」と「業務を執行する理事の規程」との重複を修正するため第10条を削除するとともに、関連して第16条第1項、第17条第1項を修正した。また、第14条のアドバイザー対象者を「正会員以外」から正会員を含む「有識者」に修正変更した。

(2) 業務を執行する理事の職務規程の一部変更

業務を執行する理事の職務規程第4条の「法人業務の内容」を事業計画の表現に沿うよう改めるため、平成25年4月27日の第18回理事会において同条(1)から(15)までを修正変更した。また、併せて第17条の「法人業務の運営具体化計画」の表現を「具体化計画」に修正変更した。

(3) 謝金規程の一部変更

第4条の謝金の額(1)委員会出席は委員長、主査、委員は一律1回3千円と規定しているが、委員会を運営する委員長、主査の責任及び任務を考慮して、新たに委員長と主査の謝金を1回5千円と規定し、平成25年4月27日の第18回理事会において修正変更した。

5. 理事会機能の充実を図るための検討に関する事項

事業を積極化し、国・社会の負託により一層応えられるように活動を展開していくため、理事会機能の充実に向けて問題を整理し、解決策を考察・提言するため、平成25年10月19日の第22回理事会において「ガバナンス機能検討小委員会」の設置を決定した。その後、同小委員会は、25年11月と26年1月に検討を行い、「理事会機能の充実・向上の必要性」、「理事会の制度上の問題点」、「制度設計等の見直し」の観点から検討すべき視点を整理した。とりわけ制度上の問題点としては、公益事業としての継承性・継続性が保証されていること、国・社会から期待された社会的価値を高める事業を展開できるようにすることが重要であるとして、同年3月15日の第26回理事会において中間的に検討状況を報告した。同小委員会では、今後理事会での意向を踏まえ、平成26年度中に具体的な制度設計について提言をとりまとめ理事会に提言する予定としている。これを受けて理事会では10月まで審議を重ね、11月の臨時総会に上程する計画としている。